

【埼玉県在住者用】令和8年度各種学費等補助制度フローチャート

所得要件を確認せずに申請いただいて結構です。審査の結果、該当しなかった場合は理由を添えて通知を発出します。

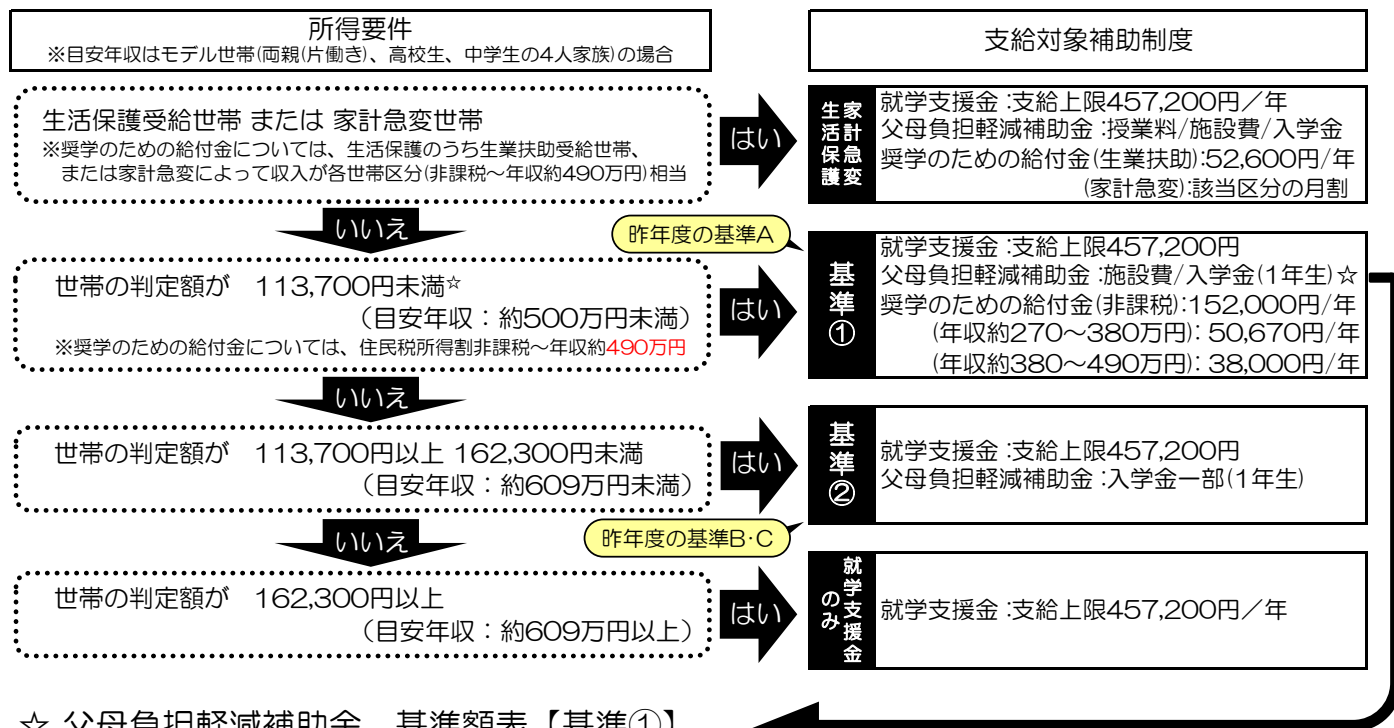
- (1) 親権者の「課税標準の額」「調整控除の額」「扶養親族数」を確認。令和8年度課税証明書／納税通知書／マイナポータル／住民税特別徴収税額決定通知書(給与所得のみの場合)
- (2) 市町村民税の「課税所得」をもとに算出した判定額で判断します。

【判定額】＝【(市町村民税の)課税標準の額】×0.06－【市町村民税の調整控除の額[※]】

※ 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じる。

(3) 親権者が2人いる場合は、2人の判定額を合算してください。

★ 年度途中で親権者の変更(死別・離婚・再婚(養子縁組)等)があった場合、就学支援金の支給額変更等に該当することがあります。速やかに本校事務室までお申し出ください。



☆ 父母負担軽減補助金 基準額表【基準①】

扶養親族数(16歳未満/16歳以上19歳未満)は税法上の人数(課税日: 令和8年1月1日現在)です。支給対象生徒が平成22年1月2日～4月1日早生まれの場合は、判定額上の配慮として16歳以上として数えます。

扶養親族数		16歳以上19歳未満				
		0人	1人	2人	3人	4人
16歳未満	0人	113,700			115,600	133,000
	1人				141,900	154,500
	2人	138,000			163,200	175,800
	3人	146,700	159,300	171,900	184,500	197,100
	4人	168,000	180,600	193,200	205,800	218,400

《補足》
基準②以下に該当する世帯かつ左表の**太枠外**に該当する場合、基準①の補助区分に繰り上がりとなります。

● 海外居住の親権者について

令和7年中、所得確認を行う保護者(親権者等)が海外赴任等で日本国外に在住しており(在住していた)、住民税の課税が海外在住期間の収入を反映しておらず、正確な収入に基づく審査ができない場合

◇父母負担軽減補助金

保護者のうち1名が**従前より埼玉県を本拠とし、一時的に海外に居住している方のみ**単身赴任として取扱います。

給与収入のみの場合……………派遣元発行の収入証明にて所得の確認

個人事業主の場合……………確定申告の写し等、1年分の正確な収入が証明できる場合は審査対象

提出書類について外国語で記載されている場合、申請者である保護者(親権者等)において必要部分を翻訳して提出する必要があります。また、すべての収入について書類を提出する旨の**誓約書(指定様式)**が必要です。

◇奨学のための給付金 居住地要件を満たさないため給付対象外

年度を遡っての申請はできません。申請に関するお問い合わせは、本校事務室TEL0480-34-3381にお問い合わせください。